行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳～60歳代の男性、身長155㎝､上衣　緑色ウィンドブレーカー及び紺色半袖Ｔシャツ（ＦＵＮ　ＲＩＤＥ　ＳＴＡＦＦ等と記載されたもの)、下衣　黒色ウィンドブレーカー、履物　黒色靴下、所持品は腕時計（シチズン製)、黒色革靴

上記の者は､平成27年12月10日午前８時45分頃、鹿児島市喜入瀬々串町3179番地４　宮崎神社社務所内で遺体として発見されたもの。見分の結果、死亡日時は平成27年10月頃と推定され、死因は不詳であります。

遺体については、平成27年12月14日に鹿児島南警察署より引き取り、同月16日に火葬に付し、遺骨は当市市営墓地に埋葬してあります。心当たりのある方は、当市谷山福祉事務所保護課まで申し出てください。

平成28年２月１日

鹿児島県　　鹿児島市長　森　　博幸

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成28年２月１日　　岡　崎　市

１、墳墓等所在地　愛知県岡崎市恵田町字宮前67番地

１、墳墓等の名称　恵田町宮前墓地

１、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　釋祐道・釋重暉、柴田甚三、釋恵招・釋尼妙保、その他氏名不詳墓石20基

１、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成28年２月１日　　岡　崎　市

１、墳墓等所在地　愛知県岡崎市大柳町字赤井坂12番地

１、墳墓等の名称　大柳町南洞墓地

１、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

１、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成28年２月１日　　長崎県西海市

１．墳墓等所在地　長崎県西海市西彼町八木原郷2295番地１

１．墳墓等の名称　白浜墓地

１．死亡者の本籍及び氏名　不詳

１．改葬を行おうとする者　長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地　西海市長　田中　隆一

公示送達

足利佐野都市計画事業佐野田沼インター周辺土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成28年２月１日

足利佐野都市計画事業
佐野田沼インター周辺土地区画整理事業
施行者　佐野市
代表者　佐野市長　岡部　正英

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不詳
氏名　田村　モト

２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、足利佐野都市計画事業佐野田沼インター周辺土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。

２　この処分について不服があるときは、上記１の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に佐野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に佐野市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを佐野市高砂町１番地の佐野市役所企業誘致課において閲覧できます。

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第１項並びに旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公告します。

平成28年２月１日　　東京都知事　舛添　要一

１　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所
株式会社ツアーシステムネット　東京都品川区東大井三丁目12番16号

２　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３－5263号

３　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成28年２月10日（水）午後２時　東京都庁第一本庁舎29階　29Ｄ会議室

４　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表
弁済限度額　3,000,000円
権利の実行の申出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
㈱ＭＵＴＡＮ	1,005,360円	1,005,360円	322,843円	15,267円	307,576円
谷野　哲也	309,100円	309,100円	99,259円	4,694円	94,565円
生駒　英行	841,100円	841,100円	270,096円	12,772円	257,324円
藤原　　実	290,600円	290,600円	93,318円	4,413円	88,905円
㈱デンショク	579,734円	579,734円	186,165円	8,803円	177,362円
竹下　紗代	726,000円	726,000円	233,134円	11,025円	222,109円
利波美也子	122,000円	122,000円	39,177円	1,853円	37,324円
竹井ひとみ	629,130円	629,130円	202,027円	9,554円	192,473円
古舘　憲治	260,000円	260,000円	83,492円	3,948円	79,544円
佐藤　ユミ	599,400円	599,400円	192,480円	9,102円	183,378円
学校法人東放学園	760,340円	760,340円	244,162円	11,546円	232,616円
中山　昭次	349,520円	349,520円	112,239円	5,308円	106,931円
風見　恵理	54,096円	54,096円	17,371円	821円	16,550円
鹿島　　結	54,096円	54,096円	17,371円	821円	16,550円
真柴侑理子	54,096円	54,096円	17,371円	821円	16,550円
笹氣　健治	1,766,460円	1,766,460円	567,249円	26,824円	540,425円
池田裕紀子	306,560円	306,560円	98,443円	4,655円	93,788円
木戸　知子	634,660円	634,660円	203,803円	9,637円	194,166円
東京都会計管理者					141,864円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上記の手数料の合計）については東京都会計管理者に支払うこととする。